

令和6年分所得税の定額減税に関するご案内

～定額減税制度とは～

➤ 定額減税の対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）

➤ 定額減税額

定額減税額は、次の金額の合計額です。

（その合計額がその人の「令和6年分の所得税額」を超える場合には、その所得税額を限度として控除）

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

重要!!

給与を支払う事業者のみなさまへ

定額減税は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等から実施!!

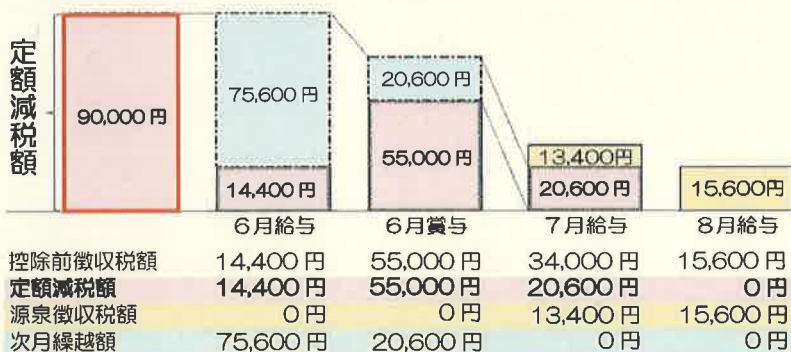
給与所得者の定額減税イメージ

【例】次の世帯構成の場合

区分	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
判定等	同一生計	○	○	○
職業等	会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収入金額	680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額	502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象	○	×(※)	○	○
定額減税額	3万円	0円	3万円	3万円

合計
9万円

※ 配偶者の合計所得金額が48万円超のため、配偶者自身は所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する情報は
こちらのサイトから
ご確認いただけます!!



定額減税特設サイト



定額減税Q&A

定額減税説明会の

LINE予約

はこちら



給与支払者向け定額減税コールセンター

TEL: 0570-02-4562

9:00~17:00(土日祝除く)

定額減税説明会(給与支払者向け)の開催について

【事前予約要】

開催年月日	時間	開催場所	定員	予約連絡先
令和6年3月29日(金)	10時~11時	〒643-0004 湯浅町湯浅2430-77 湯浅納税協会 3階 会議室	30名程度	湯浅税務署 法人課税部門 (ダイヤルイン) 0737-63-5406 ※お電話又はLINEにて 事前予約をお願いします。
令和6年4月10日(水)	14時~15時			
令和6年4月24日(水)	10時~11時			
令和6年5月10日(金)	10時~11時			
令和6年5月29日(水)	14時~15時			

(湯浅税務署)